県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例(昭和23年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	第4条 議員報酬は、毎月中旬にこれを支給する。
<u>第4条</u> 省略	<u>第 5 条</u> 省略
	第 6 条 削除
<u>第5条</u> 省略	<u>第7条</u> 省略
別表(<u>第4条</u> 関係) 省略	別表(第5条関係) 省略

附則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議 案 説 明

議員報酬の支給日を変更するため、この条例の一部を改正しようとするものである。